

2019年4月12日
公益社団法人 商事法務研究会
内部通報制度認証事務局

内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）制度 登録事業者の登録・公表について

公益社団法人商事法務研究会（以下、「当会」という。）は、今年2月12日から、「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（以下、「WCMS認証」という。）の指定登録機関として登録申請の受付を開始しています。

WCMS認証制度は、「内部通報制度を適切に整備・運用している」と自ら宣言した事業者が有する内部通報制度について、当該事業者から申請された書類の記載内容と裏付け資料を当会（指定登録機関）が確認した結果を登録する制度です。

コンプライアンス経営の推進、安全・安心な製品・サービスの提供を通じた健全な事業遂行の確保、企業価値の向上等に向けて、各事業者の内部通報制度の充実を促進するインセンティブとなり得る認証制度として導入されたものです。

WCMS認証の審査項目は38項目あり、そのうち、「経営トップの責務、役割の明確化」「通報者等に対する不利益取扱いの禁止」など、25項目は必須項目として全てに適合することが必要となります。さらに残り13項目の任意項目のうち「通報窓口の利用しやすさの向上」など、6項目（外部に通報窓口を設けていない場合は5項目）に適合していることが確認された事業者が有する内部通報制度が、WCMS認証に登録、公表されることとなります。

登録された事業者は、WCMSマークの使用が可能となり、事業活動の中でそのマークを表示することで、内部通報制度が有効に機能しておりコンプライアンス経営を推進している事業者として、その取組姿勢を消費者、取引先、株主、投資家、債権者等のステイクホルダーに対してアピールする絶好の機会と期待されており、広く社会からも評価されることとなります。

今月10日に登録されたのは、二事業者の内部通報制度です（伊藤忠商事株式会社・内部情報提供制度、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社・スピークアップ制度（五十音順））。

現在、事業者から申請された登録申請書類の確認が進んでおり、登録される内部通報制度が増えていくと予想され、内部通報制度がさらに注目されることとなります。

今後、事業者にとっては、自社の内部通報制度の適切な整備、運用とその改善に取り組んでいくことがますます重要となり、WCMS認証制度の活用が、その実効性を高めていくことにつながると期待されます。

WCMS認証制度の申請方法など詳しくは、以下までお問い合わせください。

WCMS マーク：



○お問い合わせ先

公益社団法人 商事法務研究会 内部通報制度認証事務局

<https://wcsmark.secure.force.com>

電話 03-6704-4110

komatsu.shun@wcms.shojihomu.or.jp